

議案第 5 3 号

天理市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について

天理市認可地縁団体印鑑条例の一部を次のように改正しようとする。

平成20年 9 月 8 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

天理市認可地縁団体印鑑条例（平成 7 年12月天理市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号を次のように改める。

- (1) 職務代行者（裁判所の仮処分命令により選任された代表者の職務を代行する者をいう。）
- (2) 法第260条の 9 に規定する仮代表者
- (3) 法第260条の10に規定する特別代理人
- (4) 法第260条の24又は第260条の25に規定する清算人

第 5 条第 5 号中「事務所」を「主たる事務所」に改める。

第 8 条第 2 号を次のように改める。

- (2) 法第260条の20の規定により認可地縁団体が解散した場合

第10条第 2 号中「事務所」を「主たる事務所」に改める。

附 則

この条例は、平成20年12月 1 日から施行する。